

放課後児童クラブ関係

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の制度改正経緯①

年度（西暦）	主な動き・内容
昭和51年（1976年）	厚生省が「都市児童健全育成事業」を創設
平成2年（1990年）	1. 57ショック（平成元年の合計特殊出生率が昭和41年の丙午の年を下回る）
平成3年（1991年）	「都市児童健全育成事業」のメニュー事業として実施していた「児童育成クラブ」を「放課後児童対策事業」に組み替え
平成6年（1994年）	中央児童福祉審議会家庭児童健全育成対策部会が「法的位置付けも含め検討する」旨を意見具申 「エンゼルプラン」（平成7年～16年）及び「緊急保育対策等5か年事業」（平成7年～11年）を策定 ・放課後児童クラブ 4, 520カ所→9, 000カ所
平成8年（1996年）	中央児童福祉審議会基本問題部会が法定化に向けての検討について中間報告
平成9年（1997年）	中央児童福祉審議会が「放課後児童健全育成事業」の法定化（位置付けの明確化）を答申 児童福祉法の改正により、「放課後児童健全育成事業」を法定化（平成10年4月1日施行）
平成11年（1999年）	「新エンゼルプラン」を策定（平成12年～16年） ・放課後児童クラブ 9, 000カ所→11, 500カ所
平成16年（2004年）	「子ども・子育て応援プラン」を策定（平成17年～21年） ・15, 133カ所→17, 500カ所（全国の小学校区の約4分の3で実施）
平成19年（2007年）	「放課後児童クラブガイドライン」（局長通知）を策定
平成21年（2009年）	「子ども・子育てビジョン」を策定（平成22年～26年） ・81万人→111万人（平成29年度に40%（小学1～3年サービス提供割合）に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す）
平成22年（2010年）	子ども・子育て新システム検討会議を設置（少子化社会対策会議決定）
平成24年（2012年）	子ども・子育て関連3法成立

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の制度改正経緯②

年度（西暦）	主な動き・内容
平成26年（2014年）	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（省令基準）を策定 市町村が国の省令基準に基づき、設備及び運営に関する条例を制定 「放課後子ども総合プラン」を策定（平成31年度末までに、約30万人分を新たに整備） 「少子化社会対策大綱」を閣議決定（目標：2019（平成31）年度末）） ・放課後児童クラブ：122万人 ・放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数：解消をめざす 「放課後児童クラブ運営指針」を策定（局長通知）
平成27年（2015年）	子ども・子育て支援新制度施行
平成28年（2016年）	運営指針解説書策定
平成29年（2017年）	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定） 放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号及び児童福祉法6条の3第2項）に従事する者及びその員数（児童福祉法34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ※地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）からの地方分権提案
平成30年（2018年）	「新・放課後子ども総合プラン」を策定（2023年度末までに、約30万人分を新たに整備） 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定） 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉:平成10年4月施行)

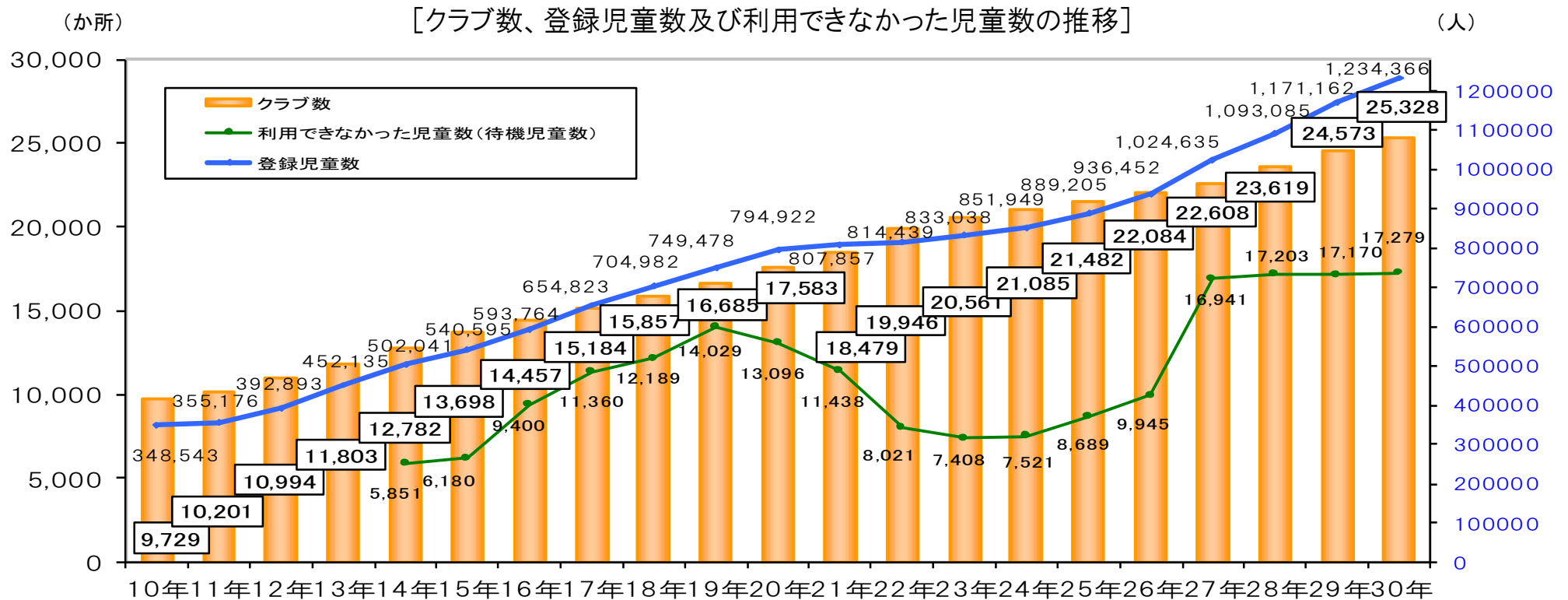
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成30年5月現在)

- クラブ数 25,328か所
(参考:全国の小学校19,428校)
- 支援の単位数 31,643単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,234,366人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,279人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



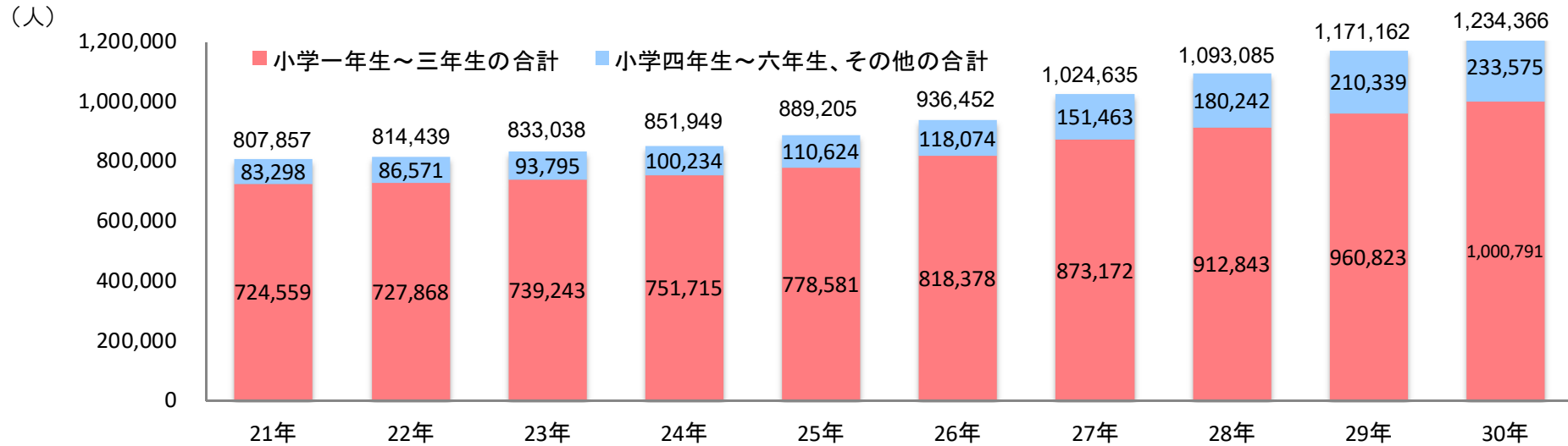
※各年5月1日現在(厚生労働省調)

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

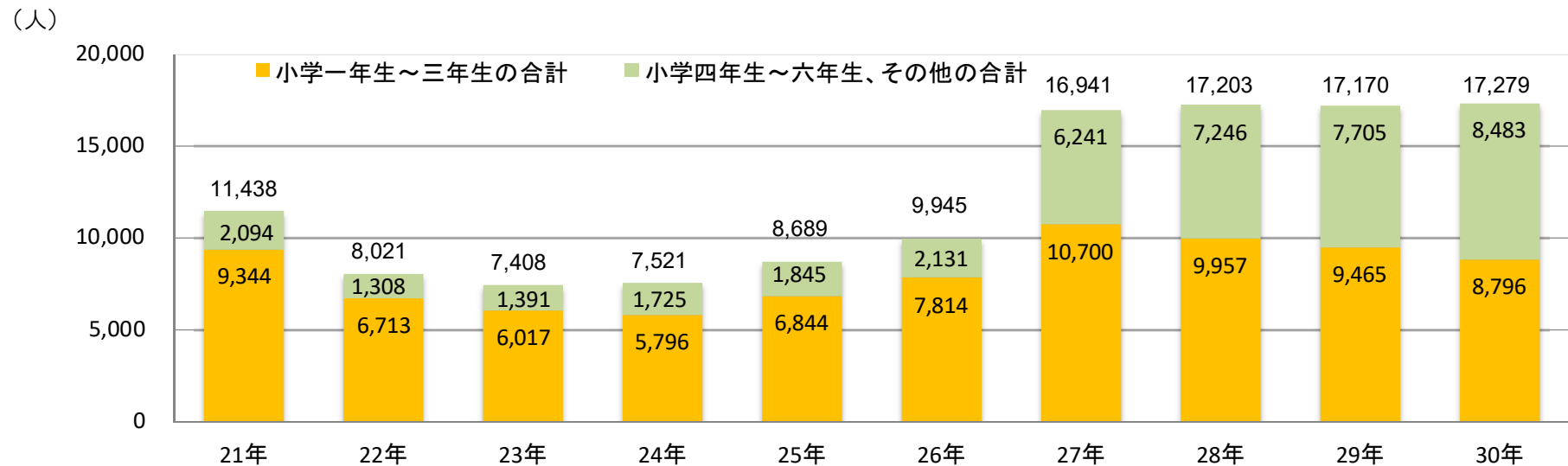
※平成30年5月1日現在(厚生労働省調)

○低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成29年度は対前年17%増、平成30年度は11%増と大幅に増加している。



【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

○平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。

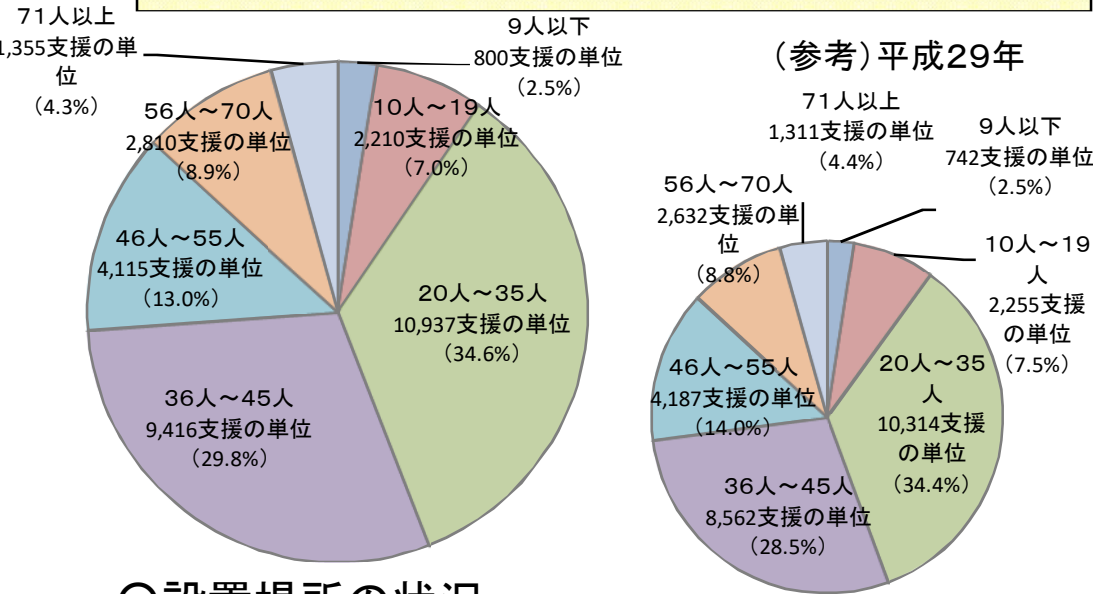


放課後児童クラブの現状①

※平成30年5月1日現在
(厚生労働省調)

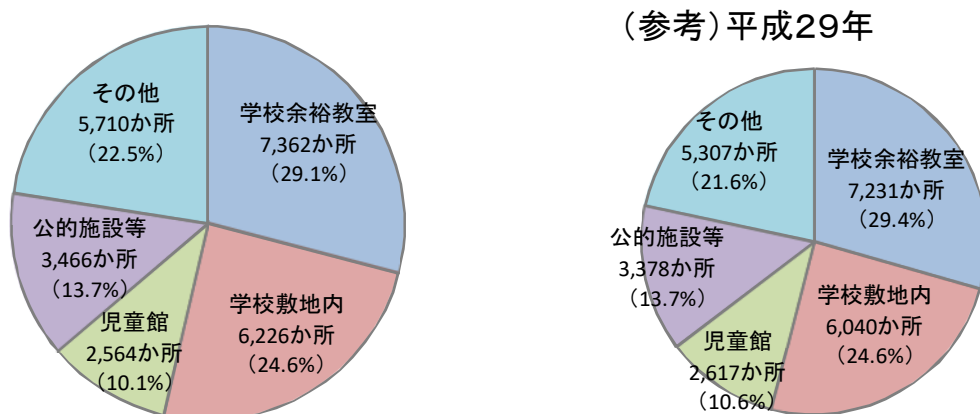
○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別でみると、45人までの支援の単位が全体の約74%を占めている。



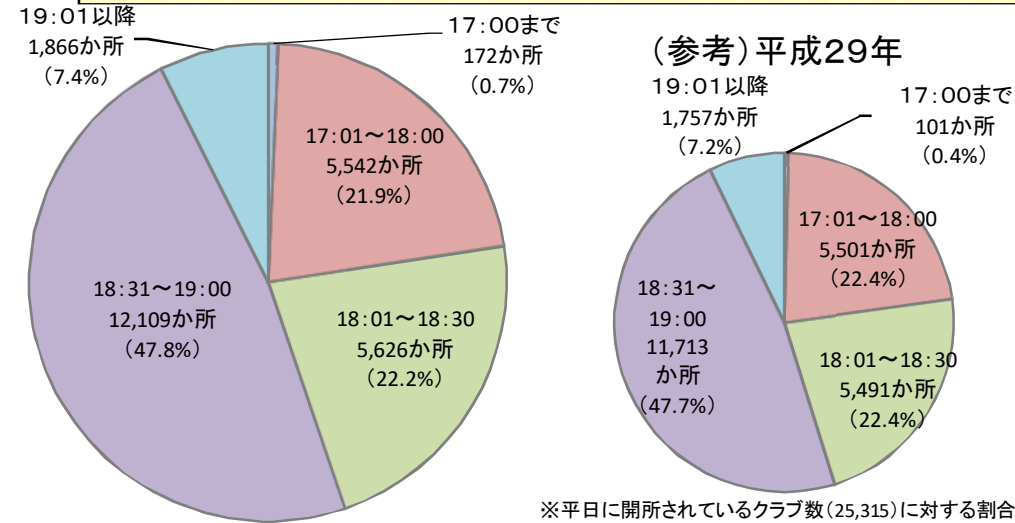
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%であり、これらで全体の約64%を占めている。



○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55%を占めており、増加傾向にある。

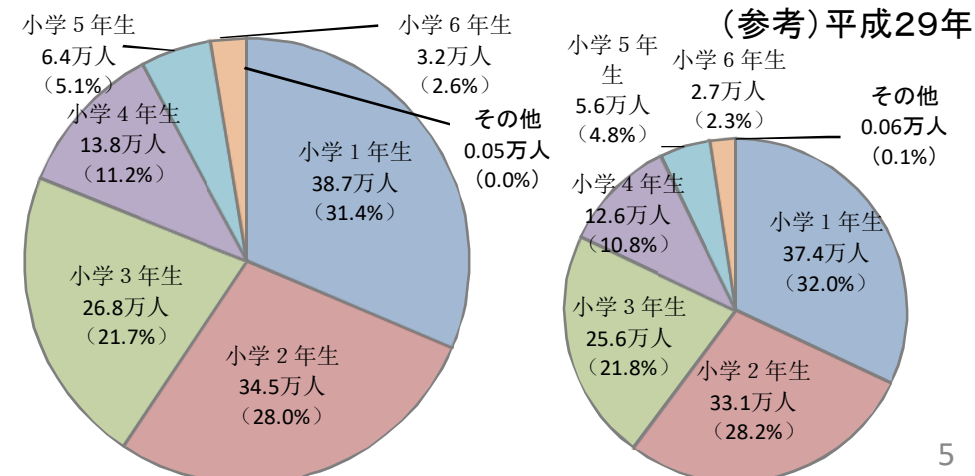


※平日に開所されているクラブ数(25,315)に対する割合

※平日に開所されているクラブ数(25,315)に対する割合

○学年別登録児童数の状況

小学1年生から3年生までで全体の約81%を占めている。また、小学4年生から6年生の占める割合は約18%から約19%と増加傾向にある。

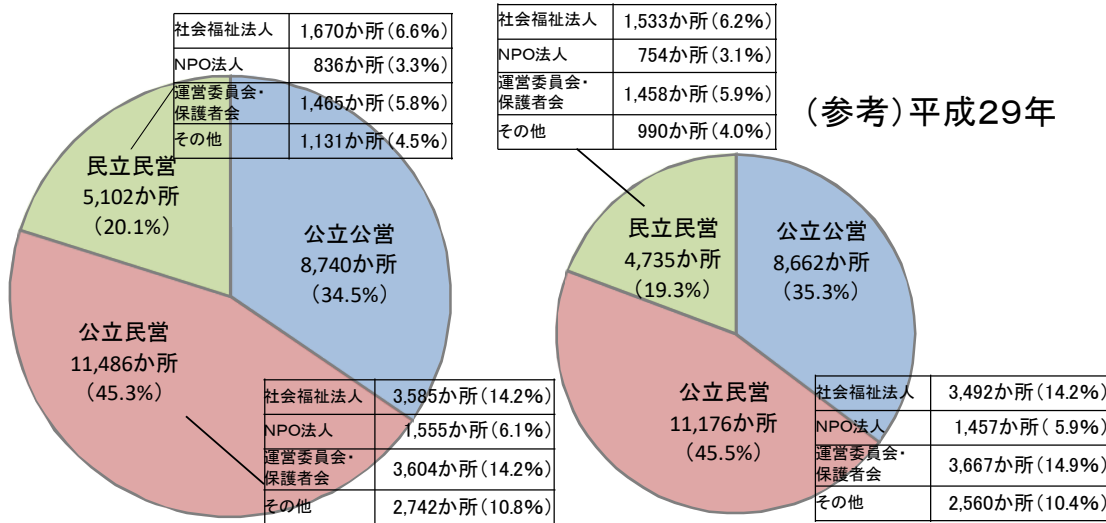


放課後児童クラブの現状②

※平成30年5月1日現在
(厚生労働省調)

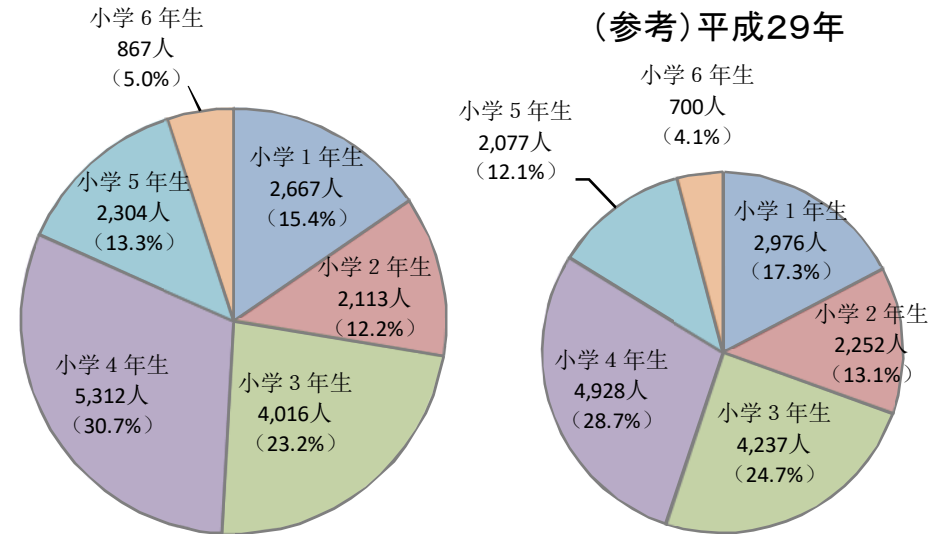
○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約45%、民立民営が約20%を占めている。



○待機児童数の学年別の状況

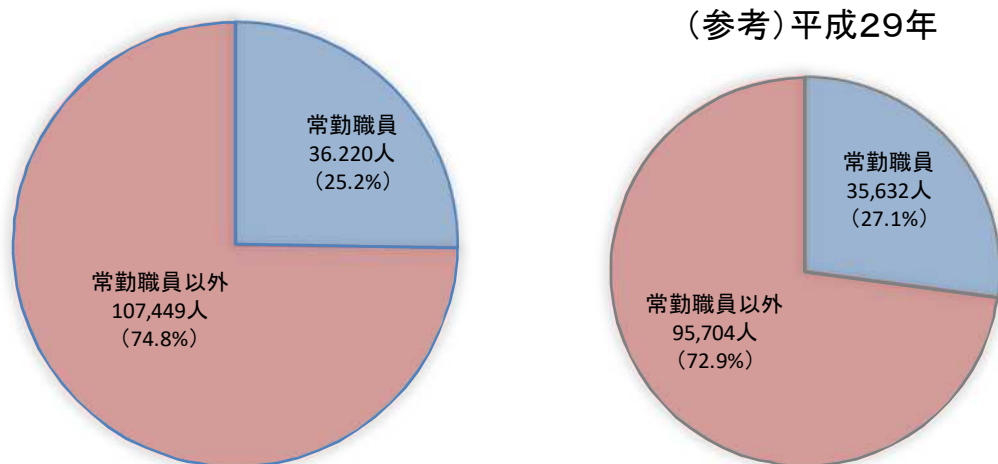
待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合は約45%から約49%へと増加している。(小学1~3年生の各学年は、前年より減少)



○放課後児童支援員等の状況

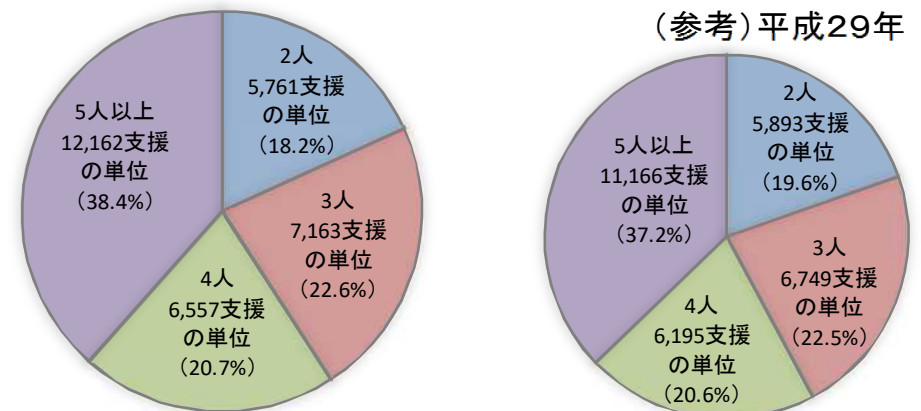
①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約25%を占める。



②支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約38%を占める。



背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

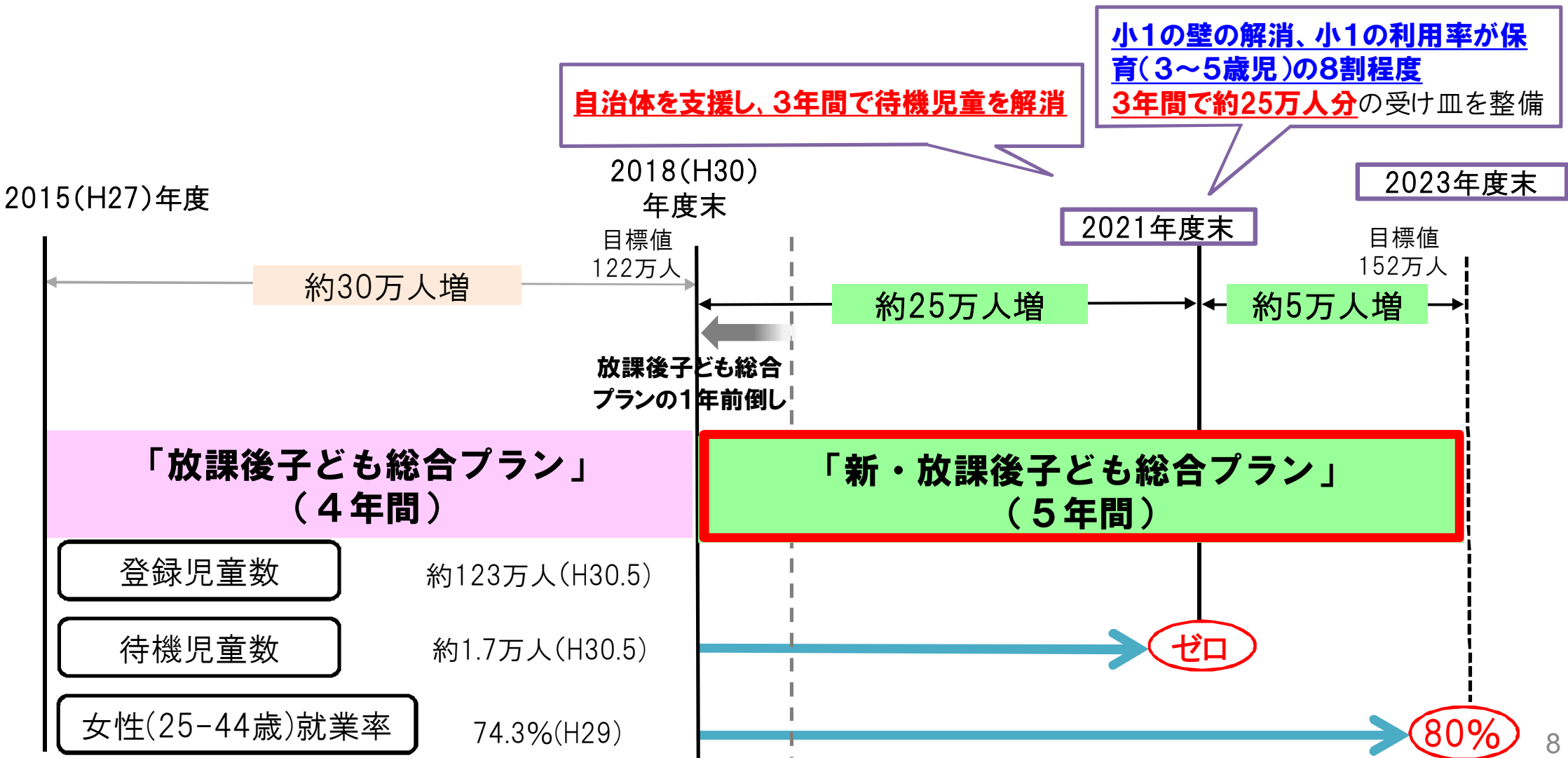
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」

1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

委員一覧

氏 名	所 属
赤堀 正美	静岡県 健康福祉部こども未来局こども未来課長(平成30年5月～)
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 主任研究員
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子	文教大学 人間科学部 教授
黒柳 いずみ	静岡県 健康福祉部こども未来局こども未来課長(～平成30年5月)
清水 利昭	三鷹市 子ども政策部児童青少年課長
清水 将之	淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
田中 雅義	聖籠町 教育委員会子ども教育課長
中川 一良	京都市北白川児童館 館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」 代表兼放課後児童支援員

(敬称略、五十音順)

【注】◎は委員長

【開催実績】

第1回 平成29年11月8日	第2回 平成29年11月20日	第3回 平成29年12月4日	第4回 平成30年1月29日
第5回 平成30年2月8日	第6回 平成30年2月27日	第7回 平成30年3月19日	第8回 平成30年4月20日
第9回 平成30年5月15日	第10回 平成30年6月4日		

総合的な放課後児童対策に向けて

放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ(概要)

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

(1) 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

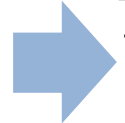
- ✓ 放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し「子どもの最善の利益」を保障していかなければならない。「子どもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- ✓ 子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

(2) 子どもの「生きる力」の育成

- ✓ 子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

(3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- ✓ 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。そのために、子どもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。



子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題

- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもの放課後に多様な体験が行えるようなあり方を目指すことが望ましい。
- 社会的・福祉的課題に対応した放課後の事業の必要性が、公営、民営如何にかかわらず高まっている。児童福祉法の理念に基づき、これらの事業に対してどのような支援のあり方が考えられるか、検討が求められる。
- 「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。
- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、情報を提供することやその情報を提供しコーディネートする役割が必要があると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開、子どもの権利擁護等が今後の課題となる。

3. 放課後児童クラブの今後のあり方

(1) 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 女性の就業率の上昇等を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進める必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、今後は児童館や社会教育施設等を活用することも求められる。その際も、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分担保し、育成支援の環境に配慮する。
- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められる。
- 放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

(2) 質の確保

①放課後児童クラブに求められるもの

- 「放課後児童クラブ運営指針」が求める育成支援の内容を全ての放課後児童クラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要がある。
(例)「運営指針解説書」を研修のテキストとして活用、運営指針に基づき育成支援を行っている事例の収集・公開等
- 放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。
(例)自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等

②放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、様々な職務を担っている。放課後児童支援員の職務が確実に行われるよう、処遇改善が望まれる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を確保すると同時に、その方策について検討する必要がある。
- 放課後児童支援員認定資格研修について：経過措置が終了する2020年度以降のあり方を速やかに検討する必要がある。
- 放課後児童支援員資質向上研修について：研修体系の整理や研修内容の充実方策等について、今後検討すべきである。

【放課後児童クラブ関係に関わるものの抜粋】

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

- (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

＜参考＞ 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成29年12月26日 閣議決定)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22 法164)

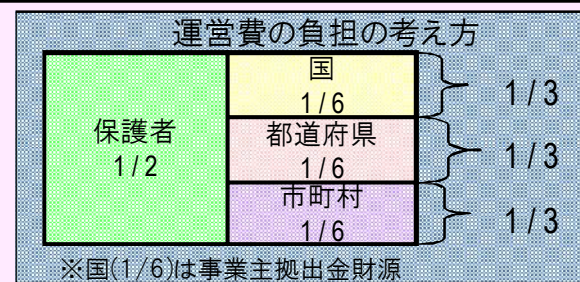
- (iii) 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

放課後児童クラブ関係予算のポイント

平成30年度予算 799.7億円 → 平成31年度予算(案) 887.8億円
 (うち、子ども・子育て支援交付金 平成31年度予算(案) 730.7億円)

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

- 実施主体：市町村(特別区を含む)



平成31年度予算(案)の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

○公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市町村の支援策等に対する補助。

(3) 障害児受入強化推進事業

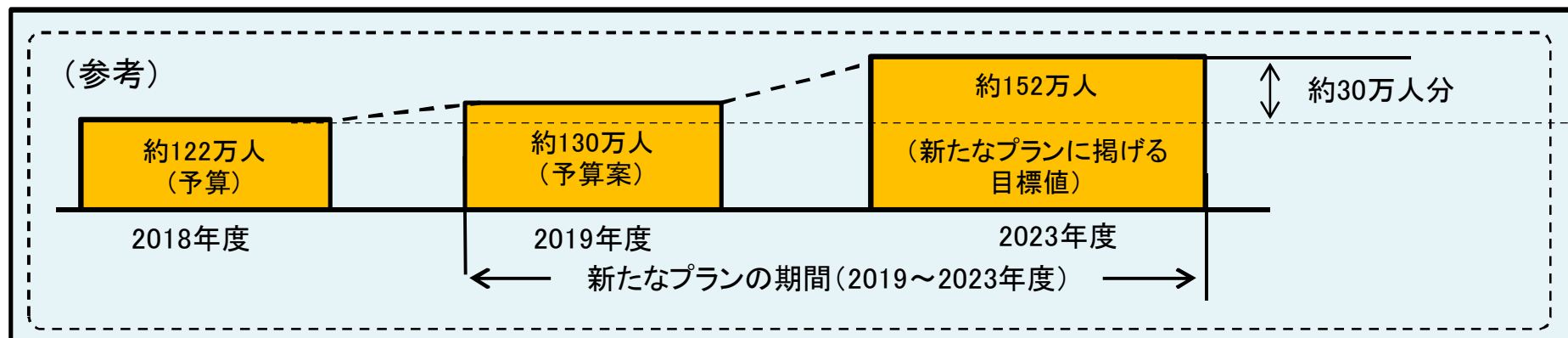
障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4) 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
- ▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

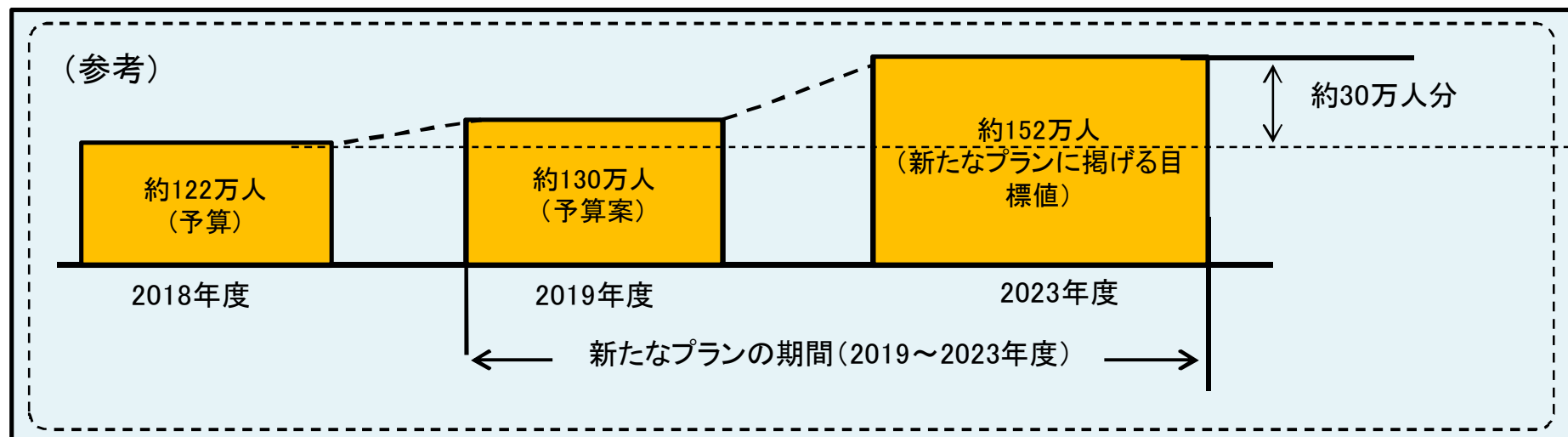


I 放課後児童対策について

○放課後児童クラブの拡充等

(平成30年度当初予算額) (平成31年度予算案)
799.7億円 → 887.8億円【内閣府予算】
— 億円 → 19.6億円の内数【厚労省予算】

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。(内閣府予算)
- ・放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。(厚労省予算)
- ・放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。(厚労省予算)



(注)金額は平成31年度予算案(()内は30年度予算額)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,304億円の内数(1,188億円の内数)

1. 運営費等 730.7億円(655.7億円)

※補助率:国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【平成31年度予算案の主な内容】

(1) 量的拡充

① 放課後児童健全育成事業(運営費)

(ア)事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):4,484千円 ※児童数36~45人の場合

② 放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):12,000千円

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):5,000千円

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,847千円

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):2,996千円

イ 移転関連費用補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):479千円

(2)質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):(i)1,575千円 (ii)3,012千円

② 障害児受入強化推進事業

(ア)事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,847千円

※医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア)事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):575千円

(3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額12万8千円(月額約1万円)

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に(i)と合わせて年額25万6千円(月額約2万円))

(iii) (ii) の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に(ii)と合わせて年額38万4千円(月額約3万円))

(イ) 補助基準額(案):(i) 128千円(125千円)[1人当たり年額]

(ii) 256千円(251千円)[1人当たり年額]

(iii) 384千円(377千円)[1人当たり年額]

※1支援の単位あたりの基準額は、896千円を上限とする。

2. 放課後児童クラブ施設整備費 157.0億円(143.9億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):
170億円の内数(168億円の内数)

【平成31年度予算案の内容】

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体:市区町村

②補助対象事業者:市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③補助基準額(案):

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 55,386千円(53,124千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合:27,693千円(26,562千円)

ウ 土地借料加算 : 6,100千円(6,100千円)

④補助率:

〔 【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

注:放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施(平成28年度～)

〔 【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市区町村1/6
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等1/4 〕

3. 放課後児童対策の推進 19.6億円の内数(一億円)

・保育対策総合支援事業費補助金(放課後関連)
・子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(こども・子育て支援推進調査研究)
:19.6億円の内数(一億円)

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保
○ 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。※実施主体:市区町村 補助基準額(案):998千円 補助率:1/3
2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保
○ 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。
※実施主体:市区町村 補助基準額(案):998千円 補助率:1/3

II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」の対象拡大】
○ 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。 ※実施主体:都道府県、市区町村 補助基準額(案):4,064千円 補助率:1/2
 2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育園支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の対象拡大】
○ 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育園支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。※実施主体:都道府県、市区町村 補助基準加算額(案):1,161千円 補助率:1/2
- ◆ この他、放課後児童クラブの先進事例の普及・展開を図るため、先駆的な取組の把握やモデル事業の実施・検証等を行う調査研究を実施。(子ども・子育て支援推進調査研究)

4. 放課後児童支援員等研修関係

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金（職員の資
質向上・人材確保等研修）：
30.9億円の内数（22.1億円の内数）

（1）職員の資質向上・人材確保等研修事業

①放課後児童支援員認定資格研修事業

（ア）事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を実施するために必要となる経費の補助を行う。

（イ）実施主体：都道府県、指定都市（一部委託可）

（ウ）補助基準額（案）：厚生労働大臣が認めた額

（エ）補助率：国1／2、都道府県1／2

（オ）その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

②放課後児童支援員等資質向上研修事業

（ア）事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

（イ）実施主体：都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）（委託可）

（ウ）補助基準額（案）：厚生労働大臣が認めた額

（エ）補助率：国1／2、都道府県・市区町村1／2

（オ）その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業

○都道府県認定資格研修講師養成研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成等研修事業):
1.4億円の内数(1.3億円の内数)

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

放課後児童クラブ等におけるICT化の推進

平成30年度第2次補正予算額（案）：3.5億円
（児童健全育成対策費補助金）

（主な内容）

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）におけるICT化を推進することで、利用状況の記録・管理等に関する業務効率化による負担軽減や利用児童の安全確保を図る。

1. 事業の趣旨・内容

○放課後児童クラブ

放課後児童クラブにおける子どもの安全確保や、放課後児童支援員等の業務負担軽減を図るため、メール等による子どもの来所・帰宅時間の通知や、日々の活動記録の作成・管理等を行う。

○地域子育て支援拠点事業

子育て支援拠点のICT化を進め、利用親子の入退館や相談内容を記録・管理し、利用状況等から支援が必要と判断される親子の発見や、必要な支援への結びつけが行える環境を整備する。

○利用者支援事業

相談内容や個別ニーズの内容把握、支援等の事例経過について記録・管理し、利用者の状態に合わせた継続的な支援が行える環境を整備する。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業における業務のICT化を推進し、提供会員と依頼会員のマッチングの効率化やアドバイザーの業務負担の軽減を図る。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

3. 補助率

国1／2、市町村1／4、事業者1／4

4. 国庫補助基準額（案）

500千円

参 考

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等の一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名で交付
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏 名	所 属	氏 名	所 属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	母子自立支援員・婦人相談員	◎野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	千葉県浦安市こども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	有限会社エムアンドエムインク	<事務局>	
	子どもの領域研究所所長	山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社
	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員		社会政策コンサルティング部福祉・労働課
	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授		上席課長